

よくある質問 Q&A

毎年賦課金の通知書が来るけど、
土地改良区って何？



ぱんくん
りんご農家の三代目
平日は会社員だよ

土地のつながりや水系により一定の地域を受益地として、そこで土地改良事業（農業用ダムや用排水路等の土地改良施設の整備や補修、施設の維持管理や農地の区画整理等）を行うために、土地改良法に基づいて設立、運営されている農業者の団体だよ。

土地改良区は都道府県知事認可の公法人で、国や県の指導・監督のもと、行政機関と協力して様々な土地改良事業を行っているんだよ。

うちの改良区も、ぱんくんのおじいちゃん達の「水不足を解消したい」という強い想いで設立されて、国や県や市と協力してダムや水路を造って、現在まで維持管理してきたから、こうして安心して農業ができるんだ。



くま事務局長
地区内に水田を所有
休日は農作業に大忙し

おじいちゃんが、「昔はこの辺りは水不足で苦労していたけれど、川の上流にダムができてからは安心して農業ができる」っていつも言ってる。そのダムは土地改良事業でできたものなんだね。知らなかったなあ。ところで、どうして僕のうちは組合員なの？



ぱんくんのおじいちゃんは、ダムを造ることで十分に農業用水が確保できる予定の地域に農地を持っていて（第3条資格者）、土地改良区設立に同意をして組合員になったんだよ。

ちょっと難しいけど・・・

第3条資格者とは、土地改良法第3条で定められている、土地改良事業を行うことで利益が得られる地域にある農地の所有者や耕作者のこと。

土地改良法第5条「第3条に規定する資格を有する15人以上の者は、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業の施行を目的として、都道府県知事の認可を受け、その地域に土地改良区を設立することができる。」とある。

第3条の資格者(所有者または耕作者)の2/3の同意を得て土地改良区が設立されると、同意していなくても、土地改良法第11条により強制的に組合員になってしまうんだ。



最近、おじいちゃんね、年をとってきて、「腰が痛くて、もう農業はできないなあ」って、リンゴの木を切ってしまったの。
隣のおじさんは、じゃがいも植えるために、スプリンクラーとか地中の管を自分で撤去しちゃったんだって。
あと、田んぼを畑にしている人もいるよね。
そういう場合、改良区はやめられるの？



組合員の都合でかん水施設(スプリンクラーなど)を撤去したり、果樹園の木を切ったりしても、そこが農地である限りは、改良区からは抜けられないんだ。
耕作していなくても、水を使っていなくても、農地なら、また耕作したり、設備を設置したら水が使えるから、受益地として賦課金を徴収するよ。
※畑かん施設の工事は、必ず畑かん組合に相談してから、指定の業者に依頼してね。



じゃあ、改良区から脱退できるのはどういう場合？



農用地から非農用地(宅地・道路など)になる場合だよ。
非農用地になる(転用)時は、決済金の支払いが必要になる。
農地が減ってしまうと、他の組合員の維持管理費負担が大きくなってしまふから、一時払いの決済金で公平性を図っているんだ。
そうそう、宅地にするときには、色々気を付けてほしいことがあるよ。



どんなこと？



宅地に転用したことが原因で水路がなくなると、近隣の田や畑に水を供給できなくなってしまう。それでは農家さんは困ってしまうよね。
だから、そうならないように工事をしなければならない。
それと、最近は大型台風やゲリラ豪雨が多くなっているよね。
今までは、田や畑が自然のダム役割を果たしていたけれど、宅地になるとその機能がなくなる。
大雨のたびに農家さんが水門で水量を調整したり、水路のゴミをとったりしてくれるんだけど……。それでも降った雨が一気に用水路に流れ込んでしまって、あちこちで水が溢れて、浸水被害が起きているんだ。
だから、宅地にするときには、降った雨が用水路に流れ込まないようにしてもらふことが必要なんだよ。



毎年、賦課金の通知書がくるけど、それって何？
耕作していなくても支払わなくてはならないの？
施設はあるけど水を使っていない畑もあるんだけど・・・
払わないと、どうなるの？



土地改良区の運営や施設の維持管理、工事の負担金など、定款の定めるところにより必要なお金を組合員から徴収している。このお金を賦課金というんだよ。改良区の地域内の農地である限りは、耕作していなくても納めてもらうよ。(土地改良法第36条)

- ・ 経常賦課金・・・土地改良区を運営するための費用
- ・ 特別賦課金・・・土地改良事業の地元負担金等

賦課金を納期限までに払わないと、督促状が組合員のところに届いたり、役員が直接訪問して支払いを促したりする。もちろん、督促手数料や延滞金が上乗せされるよ。

それでも納付しなければ、滞納処分(給与や年金、預貯金の差押など)が行われることもある。(土地改良法第39条)

何よりも、賦課金を払わないということは、他の組合員の負担で自分は利益を得ているということ。払わない人が多くなって改良区の収入が少なくなると、必要な修繕や維持管理ができなくなったり、工事費の償還ができなくなったりする。そうなったら、大変だね。



もし農地を売ったら、賦課金はどうなるの？



新しい所有者が、賦課金を支払うことになるよ。

でも、法務局で登記をただけでは、改良区の土地台帳は変更されないよ。

相続、売買、農地転用などで組合員や農地の面積に変更がある場合、改良区への手続きを忘れずに行ってね。(土地改良法第42条、43条)



土地改良区は、農業水利施設などの各種土地改良事業を実施するために、農業者により土地改良法に基づいて設立された公法人です。

あのね、僕のうちの田んぼ、土地改良事業で造られた用水路から水を入れていないのに、「受益地だよ」って言われるんだけど・・・どうして？ 用水路より上にある田んぼだから、水はもらってないのに。

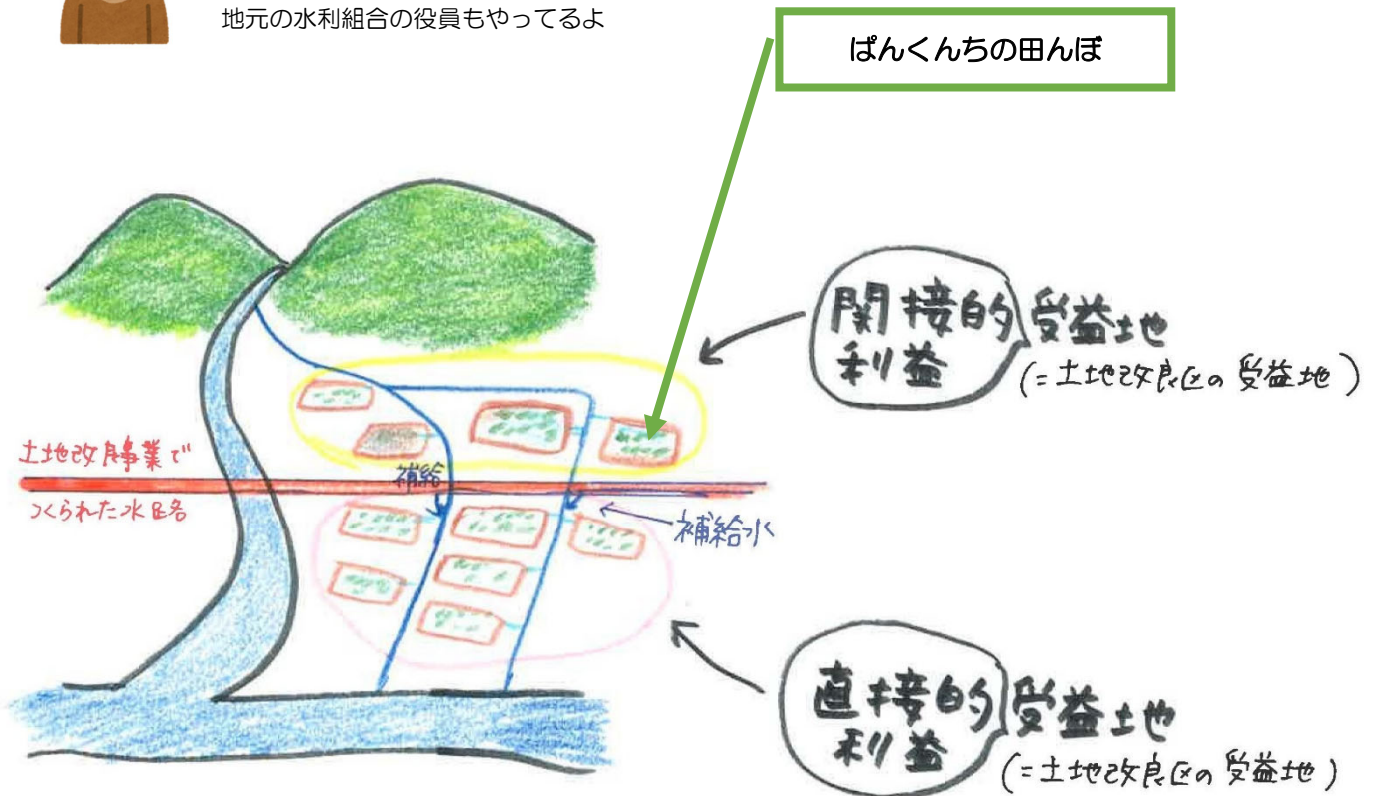


ばんくん
りんご農家の三代目
平日は会社員。
最近はおじいちゃんのお手伝いも頑張っている

その田んぼに水を供給している水路は、下流で改良区の用水路からの農業用水の補給があるからなんだ。
下流の人達が用水路から水を補給してもらうことで農業用水が充足すると、上流の人達は、下流の田の水不足を心配することなく、安心して水を使えるようになる。
だから、「上流の人も利益がある」ということで、受益地なんだよ。



くま事務局長
地元の水利組合の役員もやってるよ



農用地の定義(土地改良法第2条より)

耕作(農地法第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む)の目的又は主として家畜の放牧の目的、若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

※「耕作」とは、土地に労費を加えて肥培管理を行い、作物を栽培すること。また、花き栽培等でみられるような床面をコンクリートで覆った農業用ハウスでの栽培も「耕作」とみなす。
※農用地には、床がコンクリートの農業用ハウスや、飼料用の田畑も含まれる。

土地改良事業の定義(土地改良法第2条より)

- 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、管理、廃止又は変更
- 区画整理
- (埋立て及び干拓を除いた)農用地の造成
- 埋立てまたは干拓
- 農用地若しくは土地改良施設の災害復旧
又は土地改良施設の突発的な事故被害の復旧
- 農用地の関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合
- その他農用地の改良又は保全のため必要な事業(ある地域全体の農用地に対する暗渠排水、客土、床締など。個々の農業者が経営判断で実施する音質の設置や土壌改良は含まれない)

※「換地」とは、不整形の土地を農耕しやすい形状に工事し、集団化して割り当てること。従前の土地にあった権利は、換地にもそのまま生かされる。また、地域全体で計画的に公共施設用地を生み出すこともできる。

※「交換分合」とは、現況の土地を変えることなく(工事なし)、地域ぐるみで所有権の交換等で農用地をまとめて利用しやすくすること。



土地改良区は、大切な水を確保するために農家のみんなで作って、運営しているところなんだね。

事件番号 42(行コ)15 愛知用水土地改良区経常費賦課取消請求控訴事件

昭和 46 年 1 月 20 日 名古屋高等裁判所

判例も参考にしつね



受益地とは

「土地改良法上いわゆる受益地とは、土地改良事業により設置された施設例えばそれがかんがい施設である場合には、それにより客観的に水がかりが可能であつて、その水利用により農業上の利益を得る可能性がある土地をいうものと解するのが至当である。従つて、いやしくも施設の利用が可能であり、それによつて農業上利益を得る可能性のある土地はすべて受益地であり、右の利益を得る可能性があるにも拘らず、その利用を拒まないしは怠る場合においても受益地たることには変りがないのである。右のように受益地の観念は、土地が現実に利益をうけているかどうかにより定まるのではなく、利益を得る可能性の有無によつて定まるものであるが、このことは、国営ないし県営土地改良事業において、これらの事業主体はダム、頭首工、幹線水路等の基幹施設についてのみ工事を実施し、それから先の各圃場に密接する末端施設については何ら工事を実施しないにもかかわらず、土地改良区等の団体が当該基幹施設に関連して末端施設を設置してはじめて現実の利益が発生するものと予想される土地についても、いわゆる計画上の受益が発生したものとて当該基幹工事の完了後一定の負担金を徴収する仕組みとなつていることからみても、うかがえるところである。」

地区除外について

「そもそも、土地改良区の土地改良事業においては、その地区内にある土地が受益地と認定された以上、その組合員は土地改良法第六六条に基づき当該土地がその地区から除かれない限り組合員の資格を失わないのはもとより、当該土地に対する改良区の経常費賦課を免れ得ないものである。右改良区から除かれる場合は「改良区内にある土地が、その土地改良区の事業により利益を受けないことが明らかになつた場合」であるが、これは農用地が農用地として現実に存在しなくなつた場合であり、従つて、これが実際の運用としては、いわゆる農地転用の場合がこれにあたるものとしてその場合に地区から除かれるのが実情である・・・(省略)」

直接的・間接的利益と受益地

同一水系で組織された水利共同体において、その利水者は、それぞれ対等の地位において流水使用の利益を享受し得る立場にある以上、下流の者の犠牲において上流の者が優位に立ついわれはないからである。」

「本件土地は前記のように愛知用水から直接その水を導入してはいないが、その下方にある前記の土地が前記のように愛知用水からそのかんがい用水の供給をうけることによりこれが需要の充足を得た結果、より一層南沢池等からのかんがい用水の取水が安定して得られることとなり（池がかりの農地は上流のものも下流のものも取水の権利は平等であるから、下流の農地が水不足の場合は自ら上流の農地の取水は制限を受ける関係にある）、本件土地の稲作に好影響をもたらしていること、以上の事実が認められる。右認定事実によれば、本件土地は愛知用水からその水を導入して直接これにより利益を受けているものとは認めがたいが、しかし、愛知用水により間接的に利益をうけているものと認められ、右のように愛知用水により間接的に利益をうける土地であつても、なお、これにより利益を受けているものと解するを相当とするから、本件土地は愛知用水公団の行う事業によつて利益を受けているものといわねばならない。」

土地改良法

昭和24年法律第195号

最終改正：令和元年5月24日法律第12号

(目的及び原則)

第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

2 土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

(定義)

第2条 この法律において「農用地」とは、耕作（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

2 この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行う次に掲げる事業をいう。

一 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設（以下「土地改良施設」という。）の新設、管理、廃止又は変更（あわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業及び土地改良施設の新設又は変更（当該二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業を含む。）とこれにあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する次号の区画整理、第3号の農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業とを一体とした事業を含む。）

二 区画整理（土地の区画形質の変更の事業及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする次号の農用地の造成の工事又は農用地の改良若しくは保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。）

三 農用地の造成（農用地以外の土地の農用地への地目変換又は農用地間における地目変換の事業（埋立て及び干拓を除く。）及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事その他農用地の改良又は保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。）

四 埋立て又は干拓

五 農用地若しくは土地改良施設の災害復旧（津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業を含む。）又は土地改良施設の突発事故被害（突発的な事故による被害をいう。以下同じ。）の復旧

六 農用地に関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合

七 その他農用地の改良又は保全のため必要な事業

(土地改良事業に参加する資格)

第3条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者
 - 二 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令で定めるところにより、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者
 - 三 農用地以外の土地であつて所有権に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者
 - 四 農用地以外の土地であつて所有権以外の権原に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その権原に基づき使用及び収益をする者が、政令で定めるところにより、その所有者の同意を得て農業委員会に対し当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出た場合にあつては、その者、その他の場合にあつては、その所有者
- 2 前項第2号に規定する農用地につき所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが、政令で定めるところにより、当該農用地の所有者の同意を得て農業委員会に対しその資格を交替すべき旨を申し出たときは、その資格が交替するものとする。同項第4号に規定する土地の所有者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが、政令で定めるところにより、当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者の同意を得て農業委員会に対しその資格を交替すべき旨を申し出たときも、同様とする。
 - 3 前二項の規定の適用については、賃貸人又は貸主が、疾病その他農林水産省令で定める事由によつて当該農用地につき自ら耕作又は養畜の業務を営むことができないため、一時その農用地を他人に貸し付け、その耕作又は養畜の業務の目的に供した場合において、農業委員会が、政令で定めるところにより、その賃貸人又は貸主が近く自ら耕作又は養畜の業務を営むものと認め、かつ、これを相当と認めるときは、その賃貸人又は貸主をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。
 - 4 第1項又は第2項の規定の適用については、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地中間管理機構がその借り受けている農用地を農地中間管理事業（同条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。）の実施により一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令で定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地中間管理機構をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。
 - 5 第1項の規定の適用については、第94条の8第7項（第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。）の規定により土地を使用する者は、その土地が農用地である場合にあつては、その農用地につき所有権に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなし、その土地が農用地以外の土地である場合にあつては、その土地の所有者とみなす。
 - 6 第50条第1項の道路等の用に供している土地の所有者としての国若しくは地方公共団体又は前項に規定する土地の所有者としての国には、第1項の規定を適用しない。

- 7 換地計画において換地を定めない従前の土地若しくは換地計画において第7条第4項の非農用地区域内に換地を定めた従前の土地若しくはその換地の所有者若しくはこれらの土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者、第53条の2第1項若しくは第53条の2の3第1項（これらの規定を第89条の2第3項及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により指定された土地（第53条の2の3第1項の規定により指定された土地にあつては、換地を定めない土地として指定されたものに限る。）の所有者若しくは当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者又は第54条の2第5項（第89条の2第10項及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により土地を取得した者（第53条の3の2第1項第1号（第89条の2第3項及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）に掲げる土地を取得した者を除く。）には、これらの者としては、第1項の規定を適用しない。
- 8 第5条第6項又は第7項（これらの規定を第48条第9項、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第87条の3第7項、第88条第6項及び第18項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。）の承認又は同意に係る土地（承認に係る土地にあつては、農用地及び第50条第1項の道路等の用に供されている土地並びにこれらの土地以外の土地で、その承認に際し、その承認をした行政庁又は地方公共団体が農用地として利用する旨を農業委員会に申し出たものを除き、同意に係る土地にあつては、その同意に際し、その同意をした第1項第3号又は第4号に該当する者が、（当該土地につき第5条第7項に掲げる権利を有する者が他に存するときは、その者の同意を得て、）農用地として利用する旨を農業委員会に申し出た土地を除く。以下「特定用途用地」という。）についての第1項第3号又は第4号に該当する者には、当該特定用途用地又は当該特定用途用地を従前の土地とする換地についての同項第3号又は第4号に該当する者としては、同項の規定を適用しない。

（設立準備）

- 第5条** 第3条に規定する資格を有する15人以上の者は、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業（第2条第2項第6号に掲げるものを除く。以下第15条の規定を除き、この章において同じ。）の施行を目的として、都道府県知事の認可を受け、その地域について土地改良区を設立することができる。この場合において、二以上の土地改良事業の施行を目的として一の土地改良区を設立することができるのは、これらの事業相互間に相当の関連性がある場合に限るものとし、その場合における当該一定の地域は、その各土地改良事業の施行に係る地域のすべてを合わせた地域とする。
- 2 前項の者は、同項の認可の申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業の施行を目的とする場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成。次項において同じ。）、定款作成の基本となるべき事項、同項の一定の地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者で当該土地改良事業の計画及び定款の作成に当たるべきものの選任方法その他必要な事項を公告して、同項の一定の地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二（二以上の土地改良事業の施行を目的とする場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二）以上の同意を得なければならない。

- 3 第1項の者は、同項の認可の申請をするには、前項の規定による公告をする前に、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要につき市町村長と協議しなければならない。
- 4 第2条第2項第3号に掲げる事業又は当該事業と他の事業とを一体とした同項第1号に掲げる事業（以下「農用地造成事業等」と総称する。）の施行を目的とし、又は目的の一部に含む土地改良区を設立する場合において、第1項の認可を申請するには、同項の者は、第2項の3分の二以上の同意のほか、その同条第2項第3号に掲げる事業の施行に係る地域（以下「農用地造成地域」という。）内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者で同条第1項第3号又は第4号に該当するもの（以下「農用地外資格者」という。）についてその全員の同意を得なければならない。
- 5 前項に規定する土地改良区を設立する場合には、当該農用地造成事業等については、農用地外資格者は、その者の当該資格に係る土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者が他に存するときは、第2項及び前項の同意について同意又は不同意を第1項の者に表示する前において、農林水産省令の定めるところにより、その農用地造成事業等の施行につき、その使用及び収益をする者の意見を聴かなければならない。
- 6 国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供している土地を含めて第1項の1定の地域を定めるには、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認がなければならない。
- 7 建築物の敷地、墓地、境内地その他の農用地以外の土地（前項に規定する土地を除く。）で政令で定めるものを含めて第1項の1定の地域を定めるには、その土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全員の同意がなければならない。

（組合員）

第11条 土地改良区の地区内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者は、その土地改良区の組合員とする。

（土地改良区の法人格）

第13条 土地改良区は、法人とする。

（土地改良区の事業）

第15条 土地改良区は、その地区内の土地改良事業を行うものとする。

- 2 土地改良区は、前項の土地改良事業に附帯する事業（第57条の4第1項に規定する事業を含む。以下同じ。）を行うことができる。

（経費の賦課）

第36条 土地改良区は、定款で定めるところにより、その事業に要する経費（第90条第4項（第91条第4項及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）、第90条第8項又は第91条第5項の規定により徴収される金銭を含む。）に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、土地改良区は、定款で定めるところにより、その准組合員が、その准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地に係る組合員の同意を得て同項の規定により当該組合員に対して賦課すべき金銭、夫役又は現品の全部又は一部を当該准組合員に賦課すべき

旨を申し出たときは、当該准組合員に対して、当該金銭、夫役又は現品の全部又は一部を賦課徴収するものとする。

- 3 第1項の規定による賦課に当たっては、地積、用水量その他の客観的な指標により、当該事業によつて当該土地が受ける利益を勘案しなければならない。
- 4 土地改良区は、その地区を変更する場合において、新たに編入される土地があるときは、第1項及び第2項に規定するもののほか、定款で定めるところにより、その土地について加入金を徴収することができる。
- 5 組合員又は准組合員は、第1項若しくは第2項の規定により賦課された金銭、夫役若しくは現品又は前項の加入金の徴収については、相殺をもつて対抗することができない。
- 6 夫役又は現品は、金銭に算出して賦課しなければならない。
- 7 夫役又は現品は、金銭で代えることができる。
- 8 土地改良事業の施行に関し第1項又は第2項の規定により賦課される夫役は、労働の基準又は賃金に関する法令の趣旨に沿うものでなければならない。
- 9 土地改良区は、第1項、第2項又は第4項の規定による場合のほか、定款で定めるところにより、都道府県知事の認可を受け、その行う土地改良事業によつて利益を受ける者で農林水産省令で定めるもの（以下この条において「特定受益者」という。）から、特定受益者の受ける利益を限度として、その土地改良事業に要する経費の一部を徴収することができる。
- 10 土地改良区は、前項の認可を申請しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、同項の徴収の方法について、特定受益者及び市町村長の意見を聴かなければならない。
- 11 前項の規定により特定受益者又は市町村長の意見が述べられたときは、第9項の認可を申請するには、その申請書に、当該意見を記載した書面を添付しなければならない。

（賦課金等の徴収）

第39条 土地改良区は、賦課金等若しくはこれに係る延滞金又はその延滞金以外の第37条の過怠金を滞納する者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 土地改良区は、夫役現品の賦課を受けて定期内にその履行をせず、且つ、夫役現品に代るべき金銭を納付しない者がある場合又は夫役現品若しくはこれに代るべき金銭に係る延滞金を納付しない者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。この場合において、当該夫役又は現品の必要が既になくなつていときその他特別の事情があるときは、当該夫役又は現品に代るべき金銭につき、期限を指定してその納付を請求しなければならない。
- 3 土地改良区は、前二項の規定による督促又は請求をした場合において、その督促又は請求を受けた者がその督促又は請求で指定する期限までにこれを完納せず、又は履行しないときは、市町村に対し、その徴収（夫役又は現品については、これに代るべき金銭の徴収）を請求することができる。
- 4 市町村は、前項の規定による請求があつた場合には、地方税の滞納処分の例によりこれを処分する。この場合には、土地改良区は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。
- 5 市町村が第3項の請求を受けた日から30日以内にその処分に着手せず、又は90日以内にこれを終了しない場合には、理事は、地方税の滞納処分の例により、都道府県知事の認可を受け

て、その処分をすることができる。

- 6 都道府県知事は、前項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を当該市町村に通知しなければならない。
- 7 第4項及び第5項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税及び地方税の例による。
- 8 第1項又は第2項の督促は、時効の更新の効力を有する。

(権利義務の承継及び決済)

第42条 土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第3条に規定する資格の交替によつてその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。

- 2 土地改良区の組合員が、組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合において、前項の承継又は第3条に規定する資格の交替がないときは、その者及び土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有するその土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない。

(組合員の資格得喪の通知義務)

第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

- 2 前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもつて第三者に対抗することができない。
- 3 農地中間管理機構が土地改良区の地区内にある土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した場合において、当該資格の得喪についてその土地改良区に通知したときは、農地中間管理機構及び当該土地の全部又は一部について組合員たる資格を喪失し、又は取得した者は、それぞれ第1項の規定による通知をしたものとみなす。

(地区変更)

第66条 地区内にある土地が、その土地改良区の事業により利益を受けないことが明らかになった場合において、その土地についての組合員の申出があるときは、その土地改良区は、その土地をその地区から除かなければならない。